

参加者の有無を確認する公募手続に係る公示

令和 8 年 4 月 27 日

生駒市長 小 紫 雅 史

1 公募の趣旨

本業務は中学生・高校生世代のこどもが学校や家庭以外にも安心して過ごせる「第三の居場所」を持つことで、健やかに育ち、一人ひとりが持つ力を発揮できるよう、多様な経験や交流を通し、生きる力や自己肯定感を育むとともに、こどもが安心してのびやかに日々を過ごし、こどもの力や可能性を最大限に伸ばすことができるよう、いつでも相談できる環境や支援の充実を目的とするものである。

事業目的を達成するためには、単に校内及び公共施設にカフェ型の居場所を設置するだけでなく、こどもの意見を反映した居心地の良い空間を整備するとともに、こどもが安心して相談できる環境を提供するユースワーカーの配置及び発掘・育成が求められる。

本業務の実施にあたっては、中学生・高校生世代を対象としたカフェ型の居場所づくり、中学生・高校生世代を対象とした相談事業及びユースワーカーの発掘・育成を目的とした研修の企画・運営の実績を豊富に有することなど、これらの分野に関する専門的知見を必要とするため、特定の者を相手方とする契約手続を行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の公募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合、応募者があっても 4. の公募要件を満たすと認められる者がいない場合、公募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者との随意契約の手続に移行する。

なお、4. の公募要件を満たすと認められる者がいる場合は、競争入札又はその他の競争手続（以下「競争入札等」という。）を実施する予定である。

2 請負契約等の概要

(1) 業務件名

ユースの居場所づくり事業実施業務

(2) 業務内容

① 次の業務の企画・運営及び人員の配置

(ア)市内中学校・高等学校内での居場所カフェ

(イ)公共施設を活用した出張ユースカフェ(ユースセンター)

(ウ)施設スタッフ・市民を対象とした研修・ワークショップ

② ①に附帯する業務の他、他本事業の趣旨を達成するために必要な業務

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 参加資格

参加意思確認書を提出する者は、次のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 生駒市より入札参加停止措置等を受けている期間でないこと。ただし、当該公募手続の結果行うこととなった競争入札等の手続期間において、入札参加停止措置等を受けている期間が終了していると判断されるものを除く。

4 公募要件（以下を参考に必要な要件を設定すること）

- (1) 生駒市民税（法人・個人）、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (2) 校内及び公共施設を活用したカフェ型の居場所の設置及び企画・運営した実績を有すること。
- (3) 中学生・高校生世代を対象とした相談事業の実績及びノウハウを有すること。
- (4) ユースワーカーの発掘・育成を目的とした研修の企画・運営した実績を有すること。

5 手続等

(1) 本公示に係る資料の配布期間、配布場所及び配布方法等

① 配布期間

令和8年4月27日～令和8年5月15日までの9時から16時30分まで（閉庁日を除く。）

② 配布場所

(ア) 生駒市ホームページにおける掲示

(イ) 市役所現地における配布

生駒市子育て健康部こども政策課

所在地 奈良県生駒市元町1丁目6-12 生駒市セイセイビル3階

電話 0743-73-5582

担当 土井田、朝熊

③ 配布書類

仕様書、参加意思確認書

(2) 参加意思確認書の提出期間、提出場所及び提出方法

① 提出期間

上記(1)①に同じ

② 提出場所

上記(1)②(イ)に同じ

③ 提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に請負契約等の履行に必要な要件を満たすことを証する書類を作成・添付し、提出期限までに直接持参又は郵送すること。

なお、参加意思確認書等を郵送する場合は提出期間中に必着しなければならない。

(3) その他

- ① 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、参加意思確認書の提出を無効とする。
- ② 参加意思確認書を提出した者に対して、審査結果を通知する。
- ③ ②の通知で、請負契約等の履行に必要な要件を満たさないとされた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面により、生駒市長に対して、請負契約等の履行に必要な要件を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。

6 問い合わせ先

生駒市子育て健康部こども政策課

所在地 奈良県生駒市元町1丁目6-12 生駒市セイセイビル3階

電話 0743-73-5582

担当 土井田、朝熊

7 その他

- (1) 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行うこととなった当該業務の競争入札等を中止する場合がある。
- (2) 提出書類は、生駒市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となります。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があります。
なお、本参加意思確認手続及び参加意思確認手続後に行う受託（候補者）特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とします。